

第5版へのはしがき

第4版刊行後の刑事司法の動向の重要な特徴の一つは、「刑事司法への市民参加」と言えよう。もともと、その内実は複雑であり、この点、筆者の立場は、一方では裁判員や検察審査員の活動を国民主権（民主主義）の観点から高調するに止まらず（最大判平成二三・三・一判時二二三六号三頁は裁判員制度違憲論を斥けて、その合憲性を確認した）、自由主義（人権擁護——その核心は無辜の不処罰である）という観点からも肯定的に評価するものであるが（この点につき、拙稿「裁判員制度と『民主司法のジレンマ』論」法政法科大学院紀要6巻1号〔二〇一〇年〕及び同「国民の司法参加と民主主義―検察審査会の『強制起訴』議決を契機として」〔村井敏邦先生古稀記念論文集〕人権の刑事法学〔日本評論社、二〇一一年〕参照）、他方では、本書の第一編に新たに第四章を起こして、刑事司法への被害者参加を近代社会に適合的な刑事訴訟の訴訟構造としての当事者主義という観点から、理論的に把握することを試みている。

むろん、第5版では、この間の法改正（とりわけ電磁的記録の搜索・差押や公訴時効制度）や判例（とりわけ最高裁判例）の動向を整理するとともに、学説についても重要なものにも触れるように努めた（もともと、判例・学説の動向の整理は本書では十分ではなく、個別の論文や講義の中で対応する所存である。この点、読者のご海容をお願いする次第である）。

今回の改訂は、新しく法律文化社の社長に就任された田藤純子社長のお勧めによる。出版事情が困難な中、本書改訂の機会を与えて頂き心より御礼申し上げる次第である。

二〇二二年四月